

第二百六十四回 マルクス・レーニン思想の破綻（その四）

南出喜久治（令和6年10月15日記す）

【東郷事件について】

1 事案の概要

これは、木原功仁哉弁護士のHPで詳しく説明されてみるが、簡単に概要を説明すると、共産党員であり神戸の灘民商に勤務してみた東郷ゆう子さんが、灘民商で違法な職務行為があつたとする事実無根の理由に加へて、「県会議員候補として共産党に出向したが、選挙活動を怠った」といふ理由を解雇事由とされ、灘民商からは解雇され、共産党からは活動制限のうへ、最終的には除籍処分されたといふ事案に対して、灘民商に対する解雇無効、共産党に対する除籍処分の無効などの訴訟を提起した。

2 職安法第44条違反

しかし、「共産党に出向」とあるが、共産党は民主集中制といふ独裁集中制であるために、党員は、共産党指導部との関係で絶対的な支配従属の関係に置かれてゐるので、「労働条件は、労働者と使用者が対等の立場において決定する」（労働基準法第2条第1項）といふ関係では全くないため、共産党と出向者との雇用関係を締結することなく出向させてゐることになる。契約に基づかない出向なのである。

この出向といふのは、職業安定法第44条の労働者供給事業による「供給」を意味するか、あるいは、労働者派遣法の「派遣」を意味するかのいずれかである。前者については、灘民商は厚労大臣から無料の労働者供給事業の許可を受けた労働組合等ではないので「出向」させること自体が違法であり、また、後者についても、労働者派遣法に基づき、出向先の共産党と原告の間で雇用契約を締結した事実は存在せず、原告が共産党から賃金の支払を受けた事実等もないことからして、これも職業安定法第44条に違反して違法無効である。

つまり、灘民商と共産党は、罰則を以て禁止されてゐる同法第44条に共謀して違反して選挙事業を行つたのであつて、両者はまさに不可分一体の関係にあり、解雇理由も上位の支配団体である共産党の選挙運動を怠つたとするのである。

灘民商の令和5年5月9日付け解雇事由に、「県会議員候補として共産党に出向したが、選挙活動を怠った」として、ここに明確に「出向」とある。

しかし、選挙運動を怠ったことは全くなく、証明もされておかないにもかかわらず、解雇し、除籍したのは、口実に過ぎないのである。

### 3 日共と灘民商との一体性

共産党を除名された松竹伸幸が、共産党員であることの地位確認を求め、除名に至る過程とその後において名誉を毀損されたとして損害賠償を求めて提訴し、この6月20日に第一回口頭弁論があつた。

この訴状は公開されておるので読んでみたが、法的な詰めが甘いと感じる。

池田利恵と東郷ゆう子の訴状などを参考にしたと思はれるが、袴田事件の昭和36年の最高裁判決は、令和2年の最高裁判決によつて実質的に変更されて、部分社会論が破綻したとする点は池田と東郷の事件で主張してある点と同じである。しかし、それ以上の主張がない。

袴田事件の最高裁判決以後において政党関係法令が成立して、政党を取り巻く状況が大きく変化したことを判決の正当性の根拠となる立法事実が変化したことの主張しておかないからである。

### 4 武装闘争資金の捻出

脱税等による武装闘争資金を捻出する方法として組織的な詐欺行為を継続してある。

灘民商では、給料の名目と活動費の名目に分けて賃金が支払はれておる。活動費といふのは、灘民商の被用者や共産党の党員としての活動費ではなく、これは完全に賃金であり、所得税の脱税が慢性化してをり、相当額の社会保険料を違法に免れておるものであつて、灘民商と共産党は、反社組織に他ならないのである。

また、灘民商の会員に対して、持続化給付金の不正受給を組織的に関与し、さらに、神戸市の家賃サポート緊急一時金の不正受給にも関与してある。自民党の政治資金収支報告書に不記載があつたとして、それが裏金であると共産党は批判するが、自分の頭の蠅も追へない者がよく言へたものである。これは、明らかに常習的な脱税であり、反社勢力として認定されるべきものである。

### 5 判断を回避した日共シンパの裁判官

灘民商の訴訟は、去る9月25日に一審判決があり、灘民商の解雇は無効とされたが、無効の理由として、「県会議員候補として共産党に出向したが、選挙活動を怠った」といふ解

雇事由の違法性についての判断を回避し、さらに、共産党に出向といふ職安法第 44 条違反の事実についても認定せず、その判断をことさらに遺脱した。これは明らかに違法であり、一審の裁判官は日共にシンパとしか考へられないのであり、損害賠償額を不服として控訴した。共産党に対する訴訟は、10 月 30 日に共産党の味口俊之市議の本人尋問が予定されてゐる。

## 6 結語

要するに、共産党と全国の民商組織とは不可分一体のものであることが、この裁判を通して明らかになる。犯罪行為を含む違法行為を行ふことを常習とする共産党と民商等は壊滅させなければならない組織であることを認識してもらふために、台風のために 8 月 31 日の集会が来る 11 月 4 日に延期されて開催される反共集会に是非とも参加してもらひたいのである。